

東京都母子保健運営協議会設置要綱

平成9年7月14日 9衛健母第493号

平成14年3月26日 13衛健母第617号

平成21年11月13日 21福保子家第798号

平成22年3月31日 21福保子家第1381号

最終改正 令和5年6月27日 5福保子家第744号

（設 置）

第1条 東京都における母子保健施策を充実強化し、総合的かつ効果的に推進するため、東京都母子保健運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 運営協議会は、次の事項について検討・協議を行う。

- （1）東京都における母子保健施策の在り方
- （2）その他福祉局長が必要と認める事項

（運営協議会の構成）

第3条 運営協議会は、福祉局長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- （1）学識経験者 10名以内
- （2）関係団体の代表者等 5名以内
- （3）関係行政機関の職員等 10名以内

（任 期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 長）

第5条 運営協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

（招集）

第6条 運営協議会は、福祉局長が招集する。

（部 会）

第7条 専門の事項を検討するために、必要に応じて運営協議会に部会を置くことができる。

（関係者の出席）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

（会議の公開等）

第9条 運営協議会の会議及び会議録等は、公開する。ただし、会長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

（庶務）

第10条 運営協議会の庶務は、子供・子育て支援部家庭支援課において処理する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会及び部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は決定の日から施行し、平成9年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。